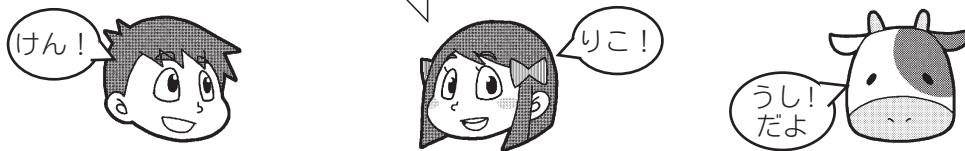


# 学ぼう権利！使おう権利！③〇

## ～ 時間外勤務ってあるの？ないの？ ～



ねえねえ、僕たちの勤務時間って7時間45分って条例で決まっているんだよね？

そうだよ。仕事はその中で終えることが原則だよ。

……授業の準備をしたり、テスト問題を作ったり採点をしたり、勤務時間を過ぎてもみんな働いているよ？勤務時間内に全然終わらないよぉ～！！

これを読むウッシ！

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

第6条 教育職員については、正規の勤務時間（中略）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（中略）は命じないものとする。

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務

(3) 職員会議に関する業務

(4) 非常災害の場合、児童または生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

じゃあ、遅くまで残ってやっている仕事は？

自発的勤務とされ、業務として扱われていないのが現状ウッシ。

え～！！それっておかしくない！？

給特法が、その規定どおりに機能していれば、現在のような超勤・多忙化の状況にはならなかつたはずウッシ。しかし、実際には、無定量の時間外勤務・休日勤務が放置されているのが実態で、給特法の歯止め規定はまったく機能していないといわざるを得ないウッシ。

そもそも勤務時間内に終えることができる業務量になっているか、職場の仲間と点検や話し合いが必要だね。自分と仲間のために、勇気を

持って業務削減に取り組もう！



## あなたの職場では、ルールが守られていますか？

～ワーク・ライフ・バランスのとれた職場を作るために～

## 100万人視聴運動展開中

URL : <http://ur0.pw/Bo70>

上記URLまたはQRコードでYouTubeにて視聴できます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

